

令和元年第5回本部町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和元年10月16日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和元年10月16日	午前10時00分
	閉 会	令和元年10月16日	午前10時37分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 14 名 欠 席 0 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	真 部 卓 也	出	9	具志堅 勉	出
2	崎 浜 秀 昭	〃	10	座間味 栄 純	〃
3	比 嘉 由 具	〃	11	松 川 秀 清	〃
5	小橋川 健	〃	12	喜 納 政 樹	〃
6	伊良波 勤	〃	13	宮 城 達 彦	〃
7	具志堅 正 英	〃	14	崎 浜 秀 進	〃
8	仲宗根 須磨子	〃	15	石 川 博 己	〃

※ 会議録署名議員

10番	座間味 栄 純	11番	松 川 秀 清
-----	---------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	伊野波 盛 二
教 育 長	仲宗根 清 二	総 務 課 長	仲宗根 章
建 設 課 長	宮 城 忠	教育委員会事務局長	有 銘 高 啓

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	宮 城 健	主 事	仲宗根 農
---------	-------	-----	-------

議 事 日 程

10月16日（水） 1 日 目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	議案第44号	工事請負契約の締結について（町営住宅謝花第2団地新築工事〈A棟建築〉） （議案説明・審議・採決）
4	議案第45号	工事請負契約の締結について（町営住宅謝花第2団地新築工事〈B棟建築〉） （議案説明・審議・採決）
5	議案第46号	工事請負契約の締結について（上本部小学校校舎解体工事） （議案説明・審議・採決）
6	議案第47号	工事請負契約の締結について（上本部中学校校舎解体工事） （議案説明・審議・採決）

○ **議長 石川博己** ただいまから令和元年第5回本部町議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって10番 座間味栄純議員及び11番 松川秀清議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日10月16日限りの1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日10月16日限りの1日間に決定しました。

日程第3．議案第44号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** おはようございます。令和元年第5回本部町議会臨時会におきまして、町営住宅謝花第2団地新築工事の工事請負契約の締結を初め、外3件の工事請負契約の議案を提出させていただいております。

説明に当たりましては、副町長、以下担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ **議長 石川博己** 建設課長。

○ **建設課長 宮城 忠** 議案第44号についてご説明いたします。

議案第44号 工事請負契約の締結について。町営住宅謝花第2団地新築工事（A棟建築）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的、町営住宅謝花第2団地新築工事（A棟建築）。2、契約の相手、本部町字伊野波303番地1、有限会社比嘉建設工業、代表取締役比嘉みどり。3、契約金額、1億846万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和元年10月16日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由であります。

次のページ、請負契約概要をお願いします。町営住宅謝花第2団地新築工事（A棟建築）。工期は160日間。指名業者は、有限会社安護建設工業から有限会社全勝組まで6者でございます。工事概要は、鉄筋コンクリート造、地上2階、6戸となっております。建築面積は236.24平米。延べ床面積は404.34平米。直接仮設工事から仕上ユニット工事まで一式となっております。

次のページは入札結果報告書となっております。

その次ページ、A3の参考資料をお開きください。赤い点線で囲まれているのが謝花第2団地

新築工事の敷地面積になります。2,240.17平米、約678坪あります。

次のページは、A棟、B棟共通の平面図となっております。その次の参考資料は、A棟、B棟共通の立面図となっております。以上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 工期160日間ということではありますが、着工は何月何日ぐらいからですか。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 7番、具志堅議員にご説明いたします。

工期ですが、A棟、B棟ともに本当は、標準工期は8カ月と考えているのですが、工期を一度3月末で区切り、改定契約に工期を延期するよう沖縄県より指導を受けたため、当初発注は工期を6月としております。着工は議会が可決された後にすぐ契約します。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 では、10月からすぐ入るということで、竣工は来年度、4月末ぐらいですか。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 7番、具志堅議員にご説明いたします。

工期としては、年度内で完了する予定であります。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 ここに工期が160日間となっておりますが、10月に着工してもこの160日間でおさまられるのか。それとも今年度いっぱい終わるとのことですが、先ほど何か県からの指導で年度いっぱいではおさまらないという話でしたけれども。ということは来年度にまたがるということだと思っておりますが、それはどうですか。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 7番、具志堅議員にご説明いたします。

一応、工期としては160日間と予定をしていますが、これは県とまた調整しながら、進行状況を見ながら対応していきたいと考えております。

○ 議長 石川博己 4回目ですが、特別に許可します。7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 先ほど説明のときに今年度いっぱいではおさまらないという説明がありましたので、工事が完了するのは何月ごろですかと聞いたら、ただ、何というんですか。必ずその期間を確実にしなくてもいいんですけれども、大体的見通しとして何月ごろですかと聞いたんですけれども、見通しもまだわからない状態ですか。

○ 議長 石川博己 休憩します。 休 憩 (午前10時09分)

再開します。 再 開 (午前10時10分)

ほかに質疑ありませんか。3番 比嘉由具議員。

○ 3番 比嘉由具 直接予算には、これ予算の入札の質疑ではないのですが、関連するだろう

と思いますので質疑してよろしいですか。議長。入札に対してではないんですけども、関連するだろうと思って質疑をしたいんですけども。

○ 議長 石川博己 関連ということで。結構です。

○ 3番 比嘉由具 じゃあ、議案第44号、45号の共通資料を見たときに、このA棟の配置を見たときに、北側のほうは恐らく既存の擁壁があると思います。それとここから国道に対して排水がない。途中20メートルぐらいあって、その後はないと思いますが、それに対してこれはつくってから取りかえるのですか。それともそのままこの擁壁を使うということですか。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 3番、比嘉議員にご説明いたします。

建築と別に、今発注しているの、擁壁等工事を今発注しています。それとは別で発注しているので、擁壁は全部取りかえます。排水も計画に入っています。以上です。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第44号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第44号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第45号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 議案第45号についてご説明いたします。

議案第45号 工事請負契約の締結について。町営住宅謝花第2団地新築工事（B棟建築）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的、町営住宅謝花第2団地新築工事（B棟建築）。2、契約の相手、本部町字瀬底407番地1、株式会社瀬底産業、代表取締役仲榮眞光史。3、契約金額、1億373万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和元年10月16日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページ、請負契約概要をお願いします。町営住宅謝花第2団地新築工事（B棟建築）。工期は160日間。指名業者は、有限会社安護建設工業から有限会社全勝組まで6者でございます。

工事概要は、A棟と同じく鉄筋コンクリート造、地上2階、6戸となっております。建築面積236.24平米。延べ床面積404.34平米。A棟と同じ面積となっております。直接仮設工事から仕上ユニット工事まで一式となっております。

次のページは入札結果報告書となっております。

図面につきましては、A棟と共通となっておりますので、議案第45号の共通資料をごらんください。A棟で説明したとおりB棟も同じでございます。今回のA棟とB棟で契約金額に開きがあるのは、仮囲い等や赤土流出防止対策等の共通仮設費をA棟で計上しているためであります。以上で説明を終わります。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第45号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第45号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第46号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 議案第46号についてご説明いたします。

議案第46号 工事請負契約の締結について。上本部小学校校舎解体工事について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的、上本部小学校校舎解体工事。2、契約の相手、本部町字山川1432番地、本部造園株式会社、代表取締役喜納政竹。3、契約金額、9,427万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和元年10月16日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由であります。

次のページをお開きください。請負契約の概要となっております。工期120日間。指名業者、本部造園株式会社から株式会社大和産業まで12者となっております。工事概要は、共通仮設工事として工事敷地内の仮囲いであり。直接仮設工事は撤去に伴う足場工であります。解体撤去工事は本体校舎の解体となっております。アスベスト撤去工事は天井及び床の資材撤去となっております。設備解体処分工事は電気設備等であります。

次のページをお開きください。入札結果報告書となっております。

次のページの平面図をごらんください。赤く塗られておりますのが本工事において解体されます上本部小学校旧校舎であります。以上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 先ほどと一緒にすけれども、この解体工事120日間ですが、大体12月いっぱい終わる予定ですか。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 7番 具志堅正英議員の質疑にご説明いたします。

120日間ですので、本議会で提案させていただいて、可決後本契約に入りまして、4カ月ですので、今2月中旬ごろ完了予定をしております。以上です。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 2月中旬に解体工事が終わって、それからグラウンドの整備に入るわけですね。そうすると開校には間に合わないという感じですか。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 本上本部小中一貫校の計画ですが、本格開校は令和3年4月です。4月には校舎と体育館が完了予定となりますので、新校舎の。そのときには出発式という形で予定しているグラウンド等はまだ整備が終わっていませんので、本格完工としては令和2年4月に出発式としてスタートするという事で、全体、グラウンド整備完了の最終的な開校、全体の開校としては令和3年4月ということになります。以上です。

○ 議長 石川博己 休憩します。 休 憩 (午前10時21分)

再開します。 再 開 (午前10時21分)

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 7番 具志堅正英議員の質疑にご説明いたします。

開校は令和2年4月に上本部学園小中一貫校として開校いたします。整備完了は令和3年3月末をもって完了ということになります。以上です。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 じゃあ、開校はしてもグラウンドが使えない状態が1年ぐらい続くということですか。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 7番 具志堅正英議員にご説明します。

議員がおっしゃるとおり、まだ整備途中でありますので、グラウンドの使用はできないということになります。以上です。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第46号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第46号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第47号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 議案第47号についてご説明いたします。

議案第47号 工事請負契約の締結について。上本部中学校校舎解体工事について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的、上本部中学校校舎解体工事。2、契約の相手、本部町字謝花15番地、有限会社石川土建興業、代表取締役棚原ゆり子。3、契約金額、8,085万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和元年10月16日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお開きください。請負契約の概要となっております。工期は120日間。指名業者は、本部造園株式会社から株式会社大和産業まで12者となっております。工事概要は、共通仮設工事として工事敷地内の仮囲い。直接仮設工事は撤去に伴う足場工。解体撤去工事は本体校舎の解体となっております。アスベスト撤去工事は天井及び床、また17号棟の外壁にも資材がありますので、その資材の撤去となっております。設備解体処分工事は電気設備などであります。

次のページをお開きください。入札結果報告書となっております。

次のページの平面図をごらんください。赤く塗られておりますのが本工事において解体されます上本部中学校旧校舎であります。以上で説明を終わります。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。7番 具志堅正英議員。

○ **7番 具志堅正英** この解体工事、もう引っ越ししたんですよね。中学校も小学校も今一緒になっている。小学校はこれから解体工事をして、向こうのグラウンドは使えない。ということは中学校のグラウンドを使うんですか。いろんな行事、体育祭とか。この解体工事期間中も、そういう行事、体育の授業とかそういうところで上中のグラウンドを上本部学園は1年間使う予定だと思いますが、このときに囲いをして工事をすると思いますが、工事の車両とか重機とかいろいろ入るとは思いますけれども、そういう場合、グラウンドを使っている生徒たちに事故が起きないようにいろいろやっていると思いますが、1年間を通して、工事は120日間で終わりますが、その後の細々とした片づけとかあると思います。その期間中、子供たちの安全が守られるのかどうか。どういうふうになっているのか説明してもらえますか。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 7番 具志堅正英議員にご説明いたします。

やはり今新しい校舎のグラウンドが使えませんので、上本部中学校のグラウンドのほうで体育の授業等で使えるように学校側と調整をしております。それで隣接して解体工事が行われますので、安全面には十分注意しながら工事を進めていくこととなります。そこは十分注意していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 お伺いしたいと思います。

この解体工事が終わった後、更地になるとは思いますけれども、それをどのように教育委員会として今後利活用するのかというのと。体育館はまだ残るかと思いますが、その利活用をどう考えているのか。または、この所在する行政区から何らかの、使いたいという要望があるのか、それとも各種団体からあるのか、あとこのグラウンドの使用などもどのように考えているのかというのを伺いしたいと思います。

○ 議長 石川博己 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 12番、喜納議員にご説明いたします。

校舎の解体が終わった後、新しく小中一貫校がスタートした後、体育館とグラウンドについては、やはり中学校がどうしても部活動で使いたいという考え方もありますので、そこは町部局と十分協議しながら、体育館とグラウンドにつきましては引き続き学校で使わせてもらおうと。そしてまた、それは地域の住民にも開放して使ってもらおうという考え方を持っております。この校舎を撤去した後は、町部局のほうで考えることで、我々教育委員会がどうするという考え方は持っておりません。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 じゃあ、町長部局のほうにお伺いしたいと思います。

たしかここは段差があると思います。グラウンドからそこには。その段差をつけたままこの使用…、これはもう詳細になるので、これは別に今どうのこうのと考えていないと思いますが、今後、ここをどのように考えているのかというのと。もしここが、この段差が解消すればグラウンドがぐっと広がるとは思います。そういった案もあったりするのか。それで、恐らくこれは照明が4本立っていると思います。その照明なども、もし今後、そのグラウンドを、その照明が立った経緯というのも、野球の関係者など、野球場がないからこういった利活用ができるようにという趣旨もあってそういう照明の設備などもあったと思いますが、そういうもろもろの考えを今お持ちなのかどうか、町長部局にお伺いしたいと思います。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 今、このような形で活用したいといったような、確固として固まった考え方は持ち合わせておりません。ただ、地域住民の意見などもお聞きしながら、声なども聞きながらと考えておりますけれども、一つは学校の在籍している子供たちの数を見たときに、20名台か

ら30名で一学年維持するために、ある意味ではぎりぎりの線にあるのかなというような思いもしております。ついては周辺地域を含めて、子育て世代の定住住宅の確保なども含めながら総合的に考えていかなければいけないと、今現在、考えているところであります。まだしっかりこうするというようなことではございませんけれども、これからいろんな観点から検討しながら方向性を見つけ出していきたいと考えております。目下は、新しい校舎で早いうちに子供たちが学習できるような条件整備のために全力を尽くしているということでございます。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 この校舎等のほうを整地することによって、かなりの場所ができて、そこがうまく、今後どうしようかという方向性を示さないと、その場所が、草が生えてどうしようもなくなると。今、町長が言われた考えのもと、子供たちのためにとか、この地域の活性化に行かないと思いますので、そこをうまく利活用できるようにその地域の行政区の区長を中心とした皆さんの意見や、ここは各種スポーツ団体からのいろいろな要請、要望も来るかと思っておりますので、それにしっかりと耳をかしていただいて、いろいろな利活用を考えていただきたいと思いますが、もう一度、町長そういったお考えの答弁をお願いしたいと思っております。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 今、議員がおっしゃるとおり地域住民の考え方、声なども反映させながら、そしてまた大局的な視点からその地域のこれから未来に向けた地域発展のために何がいいのかといったようなことについて、しっかり考えていきたいと、こう考えております。

○ 議長 石川博己 特別に、12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 すみません、もう1回もらったんですが、休憩してもらって…。

○ 議長 石川博己 休憩します。 休 憩 (午前10時34分)

再開します。 再 開 (午前10時36分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第47号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第47号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第5回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

本臨時会に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和元年第5回本部町議会臨時会を閉会します。

閉 会 (午前10時37分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 石 川 博 己

本部町議会議員 座間味 栄 純

本部町議会議員 松 川 秀 清